令和5年第4回豊後高田市議会定例会会議録(第1号)

〇議事日程〔第1号〕

令和5年12月6日(水曜日)午前10時0分 開会

※開会宣告

※開議宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 閉会中の委員会付託事件「第41号議案

から第43号議案まで]

(委員長報告・質疑・討論・表決)

第46号議案から第54号議案まで及び報 日程第4

第12号上程

(提案理由説明)

日程第5 第55号議案上程

(提案理由説明・質疑・討論・表決)

〇本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

〇出席議員(16名)

野崎 良 1 番

在 永

3 番 於久弘治

4 番 毛 利 洋 子

中 尾 番 觔 5

6 井ノ口 憲 治

7 阿部輝之 番

番 十 谷 信 也 8

9 番 成重博文

松本博彰 10 番

河 野 徳 久 11 番

安東正洋 12 番

13 番 北崎安行

14 番 河 野 正 春

菅 15 番 健 雄

16 番 大 石 忠 昭

〇欠席議員(O名)

専 門 員

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 田中良久 次長兼議事係長 大塚栄彦 総括主幹兼庶務係長

○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長 佐々木 敏 夫 市 長 安田祐一 市参事兼総務課長 飯沼憲 市参事兼企画情報課長 丸山野 幸 政 清水栄二 市参事兼健康推進課長 市参事兼環境課長 尾形 河 野 真 一 市参事兼商工観光課長 財政課長 伊藤昭弘 地域活力創造課長 小 野 政 文 市民課長 黒 田 敏 信 保険年金課長 佐々木 真 治 社会福祉課長 田染定利 子育て支援課長 水江和徳

人権啓発 · 部落差別解消推進課長

後藤史明 農業振興課長 川口達也 耕地林業課長 阿部博幸 農業地域支援室長 首藤賢司 馬場政年 建設課長 近藤保博 都市建築課長 上下水道課長 甲斐繁彦

地域総務二課長兼水産·地域産業課長

船木靖幸

会計管理者兼会計課長 山田英彦

選挙管理委員会·監查委員事務局長

藤重深雪

農業委員会事務局長 塩 崎 康 弘

消防本部消防長 友 久 優

教育委員会

教 育 長 河 野 潔 市参事兼文化財室長 板井 浩

教育総務課長兼地域総務一課長

植田克己

学校教育課長 河 野 政 文

総務課 総括主幹兼総務法規係長

矢 野 裕 治

総括主幹兼人事給与係長兼秘書係長 江 畠 信 之

黒 田 祐 子 **〇議長(安東正洋君)** 皆さんおはようございます。 ただいまの出席議員は16名で、議員全員の出席で

小 門 敏 宏

あります。よって、令和5年第4回豊後高田市議会 定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

この際、諸般の報告をいたします。

お手元に配付いたしました報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

これより本日の会議を開きます。

市長ほか関係者の出席を求めましたので、ご了承 願います。

○議長(安東正洋君) 日程第1、会議録署名議員 の指名を行います。

会議録署名議員に、10番、松本博彰君及び11番、 河野徳久君を指名いたします。

○議長(安東正洋君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月21日までの16 日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(安東正洋君) ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から12月21日 までの16日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に配付してあります会議予定表のとおりであります。

〇議長(安東正洋君) 日程第3、閉会中の継続審 査となっておりました第41号議案から第43号議案ま でを一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長、毛利洋子君。

○決算審査特別委員長(毛利洋子君) 皆さんおは ようございます。

去る10月13日、決算審査特別委員会を開会し、継続審査となっておりました決算議案3件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第41号議案、令和4年度豊後高田市歳入歳出決算の認定について、第42号議案、令和4年度豊後高田市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について並びに第43号議案、令和4年度豊後高田市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを一括議題とし、審査を行いました。

審査の中で、2名の委員から第41号議案及び第42 号議案について質疑が出されました。

第41号議案には18項目について質疑があり、その 主な内容につきましては、国庫支出金及び県支出金 における予算現額と収入済額との差額の要因につい て、住宅新築資金貸付金の償還実態について、子ど も医療費助成事業による財政的な影響について、夷 地区並びに真玉海岸観光拠点施設整備事業費につい てなどです。

第42号議案については、上水道の漏水調査業務の 内容など2項目について質疑がありました。

執行部からは、各質疑に対し、詳しく説明がありました。

なお、第41号議案については、反対討論がありま した。

審査の結果、第41号議案については、起立採決の 結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決 しました。

第42号議案及び第43号議案については、全員異議なく、認定すべきものと決しました。

以上で、決算審査特別委員会審査結果の報告を終わります。

〇議長(安東正洋君) 以上で、委員長の報告を終わります。

これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑 に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安東正洋君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

16番、大石忠昭君

O16番(大石忠昭君) 皆さん、おはようございます。日本共産党の大石忠昭です。

第41号議案、2022年度の決算議案の中で、一般会計、国保特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計の認定について反対討論をいたします。最初は一般会計についてです。

市民の利益となる事業の決算認定は当然賛成でありますが、同意できない事業がありますので指摘をし、討論といたします。

一つは、真玉海岸観光交流拠点施設の整備事業についてであります。真玉海岸は特に日没時と干潮が重なる日、その前後についてはですね、干潟の織りなす自然の幻想的な風景、絶景が本当に皆さんに楽しんでもらうことができます。新たな観光促進施設を市長が計画をされ、その当初から私は、この箱物の必要がないんではないかという議論をいたしましたが、まあ、当初よりも――予算が、議決したより

も節約をして事業費が軽減されたことは評価ができると思います。しかしながら、この莫大な税金を使って箱物の施設を造り、屋上から夕日を眺めてもらわなくてもですね、それぞれ訪れた方が自分が好きな場所から干潟が織りなすあの絶景を堪能することができると思うんです。

私はかねてから述べておりますように、同じ――今、豊後高田市で箱物を急ぐとなれば、高田小学校区の避難所、これをやはり市長も来縄に住んでおられますが、来縄周辺の高い地域にですね、避難所を兼ねた、あるいは公民館としても使えるような施設を造る、それのほうが優先ではないかと思う訳であります。で、私は真玉海岸の箱物に当初から反対をしましたし、予算も反対しておりますので決算に反対するものであります。。

2つめは、同和事業の関連です。

これも、私も長い間議員をしておりまして、佐々木現市長のお父さんの時代から豊後高田の同和事業が始まりましたが、随分議論を重ねてまいりました。しかしながら、振り返ってみますと、2002年の3月には地域改善対策財政特別措置法が終了いたしまして、その時点で同和事業は終わったわけです。しかし、豊後高田の場合、県内では解放同盟などの組織に補助金を出してない自治体も数多くありますけれども、豊後高田の場合は、いまだにまだ団体補助金を支給する。そればかりか職員の研修名目においてですね、部落解放同盟が発行する新聞や雑誌を大量に購入すると、そういういまだ続いている同和事業については、不当でありますので、この同和事業の関連決算について反対するものであります。

もう一つは、マイナンバーの推進に関連する事業 決算についても反対をいたします。

次が、国保の特別会計についてであります。

ご承知のように国民健康保険の加入者―被保険者というのは退職をした、現在は年金生活者あるいは農家や商店の事業主など全体的に見て年間の所得の低い方々、そういう方々で構成される国保ですから、やはり被保険者の国保税が高くなるという構造的な問題点を抱えており、これは市だけの問題ではなくて、国がもっともっと地方自治体に対して負担金を増額をしなければ、被保険者の負担を軽くすることはできないという問題があります。

しかし、県下の18市町村をそれぞれ私も資料を取り寄せて分析してみましたが、豊後高田市の場合は、 市民の所得に比べて国保税が高すぎます。ずうっと 据置なんですけどね、据え置きで値上げはしてないんですけども、限度額の値上げはしましたけども、一般の国保税は据置なんですけれども、それでも決算を見ますと払いたいけど払えないという方で、国保税の滞納世帯は本市では世帯数でいきましたら13.8%です。県内では大分市に次いで2番目に滞納世帯が多いという状況になっています。それから払いたくても払えないし、もう払う能力もないという方で、昨年度、不能欠損、いわゆるチャラにしたですね、滞納金をチャラにした金額は約1,100万円です。それだけしてもですね、1,100万円をチャラにしても国保会計の総滞納額は、約8,700万円にもなります。それでもですね、実質収支が約9,300万円、黒字決算なんです。

計算してみましたら、国保に加入している1世帯 平均で約2万9,000円の黒字を出したことになります。 私は繰り返し高田の国保税は高すぎると、何とか引 下げを引下げをと要求し続けてきましたけれども、 据置き据置きできましてですね、結果はこういうことになっていると。 いわゆるこれだけ1世帯当たり 2万9,000円の黒字を出す決算から見ましてもね、当 然引下げるべきだったというように私は指摘をした いと思います。 だから、国保税を高く取り過ぎているこの特別会計の決算認定については、反対であります。

来年度については3月の議会で条例改定をやれば引下げることは可能です。これまで繰越金などをため込んでいる基金も一部活用してですね、今度は豊後高田市も国保税の引下げに踏み出したと、市民から喜んでもらえるような状況を実現して欲しいと思いますので市長は十分ですね、この点――自分で他市の状況も見る、豊後高田市の市民生活の実態からみて、あるいはこの黒字決算の状況、基金のため込み状況などもいろいろと研究していただいてですね、何とか3月議会には国保税引下げの条例案の提案をすることを求め、討論といたします。

次は、後期高齢者医療特別会計についてでありま す。

75歳以上の高齢者は全てこの保険に加入をすることになっており、これは大分県一本で運営をされていますから、この保険料については豊後高田市の議会で条例改正ではなくて、各18市町村の代表で構成する広域連合の議会で決まるんですけども、実は昨年度については、この保険料の引上げ案が提案されました。これに対して大分市から日本共産党の女性

の議員が参加しとるんですけども、その女性の共産 党の議員が反対しただけであとは値上げ案に賛成を し、通ってしまいました。私、全国調べてみました ら、大分県の後期高齢者医療費が全国47都道府県の 中で6番目に高いんです。その高い保険料を年金か ら天引きされる。同時に75歳以上の方は、一定所得 以上ある方については、昨年の10月から医療費の窓 口負担が2割と倍に増やされました。75歳以上の方 もずうっと年金が減らされっぱなし、そして保険料 が上がる、また、一部の方は医療費が倍になる、こ れはもう大変な事態だと思います。で、これは佐々 木市長に問題があるという指摘じゃないんです。佐々 木市長は政治力を発揮してですね、やはり今後は、 まだまだ医療改悪を今、岸田政権は狙っていますけ れども、それをくい止める、そして国庫負担、市町 村に対するあるいは県に対する国庫負担を増やして ですね、何とか75歳以上の保険料など負担軽減のた めに努力をしてもらいたいということを申し添えて、 この決算に反対討論といたします。

最後に介護保険特別会計についてであります。

介護保険制度が始まってですね、ちょうどこれは、 永松市長が就任した当初だったんですけれども、それから24年経過をいたしました。昨年度のこの決算は、佐々木市長になって2回目の事業計画の改定、 介護保険料の改定をやった結果、第8期の2年目に 入る決算であります。

ところがどうでしょう、佐々木市長に代わりまし て2回値上げをしたんですけども、前回の値上げは ね、僅かですけども、年間で基準額で360円の値上げ でした。その時も思い出してもらいたいんですけど も、360円ぐらいならね、上げんでよそ並みに据置き にしたらどうかという意見を述べましたけど、聞き 入れることができずですね、多数決で決まったんで すけども、その結果どういうことになったかと。今 度の決算で分かるように、実質収支がですね、約8,700 万円です。介護保険料1号保険料を払っている65歳 以上の1人当たりでですね、約1万円ちょっとの黒 字なんですよ。だからですね、この数字で明らかな ように、3年前の3月の議会で市長が値上げ案を提 案しなくても、あるいは議員が値上げ案に賛成しな くてもですね、これだけの黒字を出したんだからね、 せめて据置き、まあ、隣の国東市は値下げをしまし たけどね。値下げしなくても据置きでもやれたんで すよ、それを値上げをしたということが問題ではな かったかということが、この数字で明らかになった んではないかと思うんです。それで、私はこの決算 に同意できません。

介護保険が始まって3年ごとに改定やるんですけども、いよいよまた、来年3月議会に市長がまた第9期目の事業計画に基づいた介護保険料を提案されることになりますが、何とかですね、来年3月までには委員会でも審議されるんですけども、市長自身がこの介護保険問題についても、もっと研究してもらってね、確かに18市町村の中では、私も毎回毎回問題にしとることもありましてね、今、高田の介護保険料というのは、下から4番目に低い状況なんです。それでも佐々木市長になって2回値上げしてますからね、何とか値上げを抑える、できたら基本料金を引下げるという努力をしてもらうように要求しておきます。

同時に、市長が政治力を発揮してですね、岸田政権に対して――今、岸田政権が検討しているのは、利用料が、今、1割なんですけどもこれを一部、2割に引上げようと、ケアプランの作成についても無料なんですよ、今ね。介護保険から全部払ってるんですけど、これを今度は個人負担を検討しようと、それから生活支援サービスについても介護保険から外そうというようなことを次々と今、検討しておりますのでね、もしそういうことになったら、また65歳以上の方々の負担が増えることになりますのでね、何とか佐々木市長も政治力を発揮して、やはり国の政治も変えてですね、市民を守るという立場を取ってもらいたいということも要求して、4つの決算認定に反対討論といたします。

どうか皆さんのご賛同をお願い申し上げ、討論を 終わります。ありがとうございました。

○議長(安東正洋君) ほかに討論はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(安東正洋君) これにて討論を終結いたします。

ただいまから採決に入ります。

お諮りいたします。

お手元に配付してります採決表の一括採決するもののうち、反対のありました第41号議案を除く、第42号議案及び第43号議案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

O議長(安東正洋君) ご異議なしと認めます。

よって、採決表の一括採決するもののうち、反対 のありました第41号議案を除く、第42号議案及び第 43号議案は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、反対のありました第41号議案について起立 により採決いたします。

議席に設置されている可否いずれかのボタンを押 した後、問題を可とする者は起立をしてください。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(安東正洋君) 起立多数であります。

よって、第41号議案は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

〇議長(安東正洋君) 日程第4、第46号議案から 第54号議案まで及び報第12号を一括議題といたしま す。

提案理由の説明を求めます。

市長、佐々木敏夫君。

〇市長(佐々木敏夫君) 本日ここに、第4回定例 会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席 をいただきまして、誠にありがとうございます。

提案理由の説明に先立ち、市政に関する諸般の報告を申し上げます。

まず、本年の人口動態についてでございます。

11月末時点の状況でございますが、転入者が転出者を上回る75人の社会増となっております。今年も残すところ僅かとなりますが、県内で唯一となる10年連続の社会増の達成が見込めるのではないかと思っているところでございます。全国的に人口減少と高齢化社会を迎える中、地域経済の担い手、地域コミュニティーの担い手が減少することで、商店街は活力を失い、産業の衰退、地域の存続までも危うくなっていきます。

今年の県内14市の地価を見ますと、上昇しているのは、大分市、別府市、由布市の3市のみで、本市は少しだけ下降をしていました。地価が下降している地域では、人口減少が顕著に現れており、地域から人が離れ、転入する人が減少しております。地域から離れる人は不動産を売却しますが、人口が減少すると、買い手が少なくなることが考えられます。豊後高田市の市民の皆さまの資産の価値が人口減少により減ってしまいます。

さらに人口減少が進み、近隣市との合併が行われた場合、本市は周辺部となり豊後高田市の名称も消滅いたします。私は常々、そういった危機感を持ち、様々な角度から人口増施策に取り組んでいるところ

でございます。

特に、子育て支援といたしましては、未来への投資として、子育で応援誕生祝い金、最大200万円の交付、0歳児からの保育園の保育料・幼稚園の授業料の完全無料化、中学生までの給食費の無料化、高校生までの医療費の無料化、園児から中学生までが無料で学べる市営塾、そして昨年からは高校生が学校終了後、夕方5時過ぎから夜の9時まで学べる難関大学突破に向けた無料の市営塾の開設など、全国トップレベルの支援策を積極的に取り組み、また、本年10月から開始した高田高校授業料の無料化や高田高校以外に通う全ての市内在住の高校生への同等の支援など、全国に先駆けた取組を加速させてきたことや幅広い移住・定住施策が浸透してきたことで、このような社会増という成果に繋がっているものと思っているところでございます。

引き続き、この流れを止めることなく、人口増施 策を最重点として取組を進めてまいりたいと考えて おります。

次に、交流人口を増やし、人口増施策に繋げる観 光振興についてでございます。

本市の地域資源である長崎鼻や温泉を活用した観光振興について、ご助言をいただいておりました学校法人東海大学との連携をより強化するため、去る11月14日、東海大学静岡キャンパスにおいて、相互連携協定調印式を執り行いました。

これまでの取組の事例を申し上げますと、長崎鼻では、NPO法人長崎鼻B・Kネットによる菜の花・ひまわりの栽培により、花の岬として人気が出始めた頃、東海大学の斉藤教授が提唱する、清潔、安全、快適なビーチであるパーフェクトビーチ構想に基づき、国の地方創生交付金を活用したパーフェクトビーチ事業に着手し、各種施設整備などのハード事業やソフト事業による魅力向上を図ったことで、コロナ禍においても順調に来場者を増加させることができました。また、この地域資源を生かした取組は、国土交通省の地域づくり表彰を受賞するなど、各方面から高い評価をいただくことができたところでございます。

温泉におきましても、泉質の異なる6つの温泉の 特色を生かした振興策なども監修いただき、くにさ き六郷温泉の魅力を向上させてまいりました。今回 の連携協定の締結を機に、長崎鼻や夷地域の振興な ど、これまで以上に大学の知見を生かしたさらなる 地域振興を目指してまいりたいと考えております。 また、全国的な新型コロナウイルス感染拡大の影響により、ここ数年におきましては、各種イベントや行事などの開催が見送られたこともございましたが、今年は、新年を祝う伝統行事ホーランエンヤから始まり、国の重要無形民俗文化財であります天念寺修正鬼会、春の仏の里・昭和の町豊後高田五月祭、夏の長崎鼻サマーフェスティバルや佐藤大分県知事を迎えての高田観光盆踊り大会の開催、秋にはよっちょくれ祭りで大いに賑わい、そして、940年の伝統を誇る若宮八幡神社秋季大祭・裸祭りでは、市内外からの多くの観客を魅了するなど、本市を代表する伝統的な行事の全てを開催することができたところでございます。

このように盛大に開催できることは、本市の活力 に繋がるもので、改めて関係者の皆さまに感謝を申 し上げますとともに、今後も、この勢いが続くよう 取組を進めていくことで、交流人口を増やし、地域 経済を活性化することにより、人口増へ繋げていき たいと考えております。

次に、朝日岩屋、夕日岩屋の国の登録記念物(名 勝地関係)への登録についてでございます。

去る10月20日、景観の国宝とも言われる国の重要 文化的景観、田染荘小崎の農村景観内にある朝日岩 屋と夕日岩屋の2件が、国の文化審議会の答申を受 けまして、近く国の名勝地に登録される予定でござ います。本市においては、既に登録を受けておりま す真玉海岸、鍋山(南屏峡)と合わせますと4件と なり、九州では最多となります。

この2つの岩屋につきましては、六郷満山の修行場として拓かれた岩屋で、朝日の昇る東側を望むことから朝日岩屋、夕日の沈む西側を望むことから夕日岩屋と名付けられ、東西に開けた眺望が古くから観賞の対象となった場所で、近年では田染荘を眺望する場としても有名でございます。

田染地区内の優れた岩山の景勝地として親しまれる田染耶馬の景色が、新しい評価を受けたことに大変嬉しく思っているところでございます。

これまで2つの岩屋並びに田染荘の景色を守って こられた地元関係者の皆さまに、深く感謝を申し上 げる次第でございます。

また、国の名勝に指定されております中山仙境(夷谷)、天念寺・無動寺耶馬の2件を含めますと名勝・名勝地の数は6件となり、全国でも6番目に多い件数であります。もとより本市には、田染荘を中心とする世界農業遺産の認定や鬼が仏になった里「くに

さき」の日本遺産の認定など、歴史ある自然豊かな 景観や文化が高く評価されてきたところでございま す。

今後におきましても、本市の宝であるこれらの美 しい景観を後世に引き継ぐため、環境保全はもとよ り、他の市内名勝地などとの連携を図りながら、地 域全体の交流人口の拡大に努めてまいりたいと考え ております。

次に、スポーツの振興についてでございます。

11月に開催されました第71回大分県中学校駅伝競争大会では、高田中学校男子陸上部が2年ぶり2回目の優勝を果たし、全国大会と九州大会への出場を決め、12月2日に熊本県で開催されました九州大会において、2位となる素晴らしい活躍を見せてくれました。また、12月17日に滋賀県で開催される全国大会においても、健闘してくれることを期待しているところでございます。

こうした子どもたちの活躍は非常に喜ばしく、今後も大いに活躍できるよう、市民の皆さまとともに応援したいと思っております。

次に、市立図書館来館者100万人達成についてでご ざいます。

この図書館は、教育のまちの拠点施設として、平成25年2月14日にオープンし、本年2月に10周年を迎え、様々な記念イベントを実施してきたところであります。おかげさまで開館以来、多くの市民の皆さまにご利用いただき、11月6日に来館者100万人を達成いたしました。

今後も引き続き、本図書館が市民の皆さまの学び と憩いの場となるよう取り組んでいきたいと考えて おります。

それでは、本定例会に提案いたしました議案等について、その大要をご説明申し上げます。

第46号議案、令和5年度一般会計補正予算(第7号)につきましては、3億7,586万1,000円の増額で、補正後の予算総額は、187億1,439万1,000円となります。

まず、総務費では、令和4年度決算剰余金の基金 法定積立、過年度分の国県支出金の精算に伴う償還 金などを計上しております。

民生費では、新型コロナウイルス感染症の医療費に係る一部自己負担化やインフルエンザ等感染症の流行のため、ひとり親家庭医療費を増額する経費などを計上しております。

衛生費では、ひとり親家庭医療費と同様に子ども

医療費を増額する経費、ごみ収集業務委託事業者などに対する電気・燃料等価格高騰支援経費などを計上しております。

農林水産業費では、令和5年度野菜価格安定対策 事業資金造成に係る市負担金などを計上しておりま す。

商工費では、商店街に設置しているアーチ看板などの省エネ対策改修費や温泉施設への原油価格高騰 支援経費などを計上しております。

教育費では、食料品等高騰に伴い学校給食材料費 を増額する事業費などを計上しております。

そのほか、給与改定による人件費等を増額する経 費を計上しております。

また、戸籍住民基本台帳システム改修事業の繰越 明許費を設定するとともに資源ごみ再生業務委託料 等について、債務負担行為予算を計上しております。

第47号議案の令和5年度国民健康保険特別会計補 正予算(第1号)につきましては、令和4年度決算 剰余金の基金法定積立及び過年度分の保険給付費等 交付金に係る精算償還金を計上しております。1億 1,911万円の増額で、補正後の予算総額は、31億3,795 万8,000円となります。

第48号議案の令和5年度介護保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、令和4年度決算剰余金の基金法定積立及び過年度分の国県支出金精算償還金などを計上しており、8,255万5,000円の増額で、補正後の予算総額は、29億3,537万6,000円となります。

第49号議案の令和5年度下水道事業会計補正予算 (第1号) につきましては、人事異動等による人件 費の補正などを計上しております。

次に、予算以外の議案等についてでございますが、 各議案の末尾に提案理由を付しておりますので、主 なものについてのみ、ご説明申し上げます。

第50号議案の豊後高田市と大分市との公共下水道 事業から生じる脱水汚泥の処理に係る事務委託に関 する協議につきましては、豊後高田市と大分市との 間で、公共下水道事業から生じる脱水汚泥の処理に 係る事務の委託に関する規約を定めることについて、 大分市と協議を行うものでございます。

第51号議案の公の施設の指定管理者の指定につきましては、長崎鼻リゾートキャンプ場の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めるものでございます。

第52号議案、豊後高田市職員の給与に関する条例 等の一部改正につきましては、国家公務員の給与に 関する人事院勧告及び大分県人事委員会勧告等を勘 案し、一般職職員の給与並びに常勤特別職及び市議 会議員の期末手当を改定するものでございます。

第53号議案の豊後高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、個人番号を利用することができる事務の追加等、所要の規定の整備を行うものでございます。

第54号議案の豊後高田市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正により、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、出産被保険者に係る産前産後期間の所得割額及び均等割額の軽減措置が創設されたことを踏まえ、所要の規定の整備を行うものでございます。

以上で、本定例会に提出いたしました議案等について説明を終わりますが、何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長(安東正洋君) 日程第5、第55号議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、佐々木敏夫君

○市長(佐々木敏夫君) それでは、提案理由のご 説明を申し上げます。

第55号議案の令和5年度一般会計補正予算(第8号)につきましては、2億7,649万6,000円の増額で、補正後の予算総額は、189億9,088万7,000円となります

補正予算の内容につきましては、11月29日の国の 補正予算の成立を受けまして、物価高騰対応重点支 援地方創生臨時交付金を活用し、住民税非課税世帯 に対し1世帯当たり7万円を支給するものでござい ます。

なお、本議案につきましては、年内に支給を開始 したいので、議長に先議をお願いしたところでござ います。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い 申し上げます。

○議長(安東正洋君) ただいま議題となっております第55号議案については、市長から早急に議決を求める必要があるので、先議されたい旨の申し出が

ありました。

これより第55号議案の審議に入ります。

お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(安東正洋君) ご異議なしと認めます。

よって、第55号議案については、委員会の付託を 省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、この後起立し、発言の許可を求めてください。先起立者と認めるものから指名をいたします。

質疑のある者の起立を求めます。

(質疑者起立)

〇議長(安東正洋君) 大石忠昭君

○16番(大石忠昭君) 日本共産党の大石忠昭であります。

追加提案されました第55号議案について議案質疑 をいたします。

市長から説明がありましたように、佐々木市長がなるべく早く市民に支給したいと、年内に支給開始をしたいということで今日、開会日に追加提案をされました。宇佐は昨日の一般質問の冒頭に提案されました。よってですね、それを市長から説明があったように議長に先議を申し出たと、それを受けて今日、9時から議会運営委員会があって了承いたしました。私は市長の今日の提案、そして先議を議長に申立てたことについて評価をいたします。

よって、その上に立って4点質疑をいたします。

第1点は、予算書を見たら分かるんですけども、 非課税世帯3,900世帯に対して7万円掛けて2億 7,300万円を支給する予算で、その他事務費が三百数 十万円の予算なんですけれども、私が市民の皆さん の立場に立ってお尋ねしたいのは、この非課税世帯 の中での該当要件ですね、何月何日現在云々という のがあると思うんですけども、それで実際に、表づ らは3,900世帯となってるんですけども、実際、担当 課がもう、準備していると思いますが、数えて、細 かい数字で分かっている数字を出してもらったらと 思います、要件をね。いつからの人なんだと、転入 者についてももう今日、議決した日でも、今日、明 日転入した人も入るかどうかというのも関心ごとで すのでね。あるいは死亡した人についてもあります ので、いつ現在なんだということを明らかにしてもらいたい。

それから2つ目はですね、これも佐々木市長を評 価するんですけども、前年度ですね、同じ趣旨で5 万円非課税世帯に支給がありました。その時にです ね、大分県18市町村の中で佐々木市長だけなんです よ、評価することですよ、評価してあげるんですよ。 これは、非課税世帯だけじゃなくて、豊後高田市の 場合はそれに準じるような住民税の所得割の非課税 世帯も対象にしようということで、同じく5万円を 支給した例があります。これ約800世帯だったと思う んですよ。それでね、今度は、今年度については市 長は6月議会では、全市民にですね、3万円という ことでやりましたわね。子どもに対しても全ての子 どもに5万円という実績があるんですよ。せめてね ――だから、質問よく聞いてください。質問は、今 度の3,900世帯掛け7万円となっとるんだけども、そ の審議の中でね、前回実績のあるように、佐々木市 長の実績なんですけども、この住民税の所得割の非 課税世帯、いわゆる均等割だけの世帯が約800あるわ けね、この800についても、私は国の要綱など随分調 べてみましたけども、市長がその気になれば国から 来る――全国では、今度は5,000億円ですね、5,000 億円の中で、豊後高田にも来るこの重点交付金の中 で、市長がこれを市民のために非課税世帯だけでな くて、均等割世帯についても7万円出すぞというこ とになれば、やれないことはないんですね、法的に は。ちゅうことは分かりましたが、そういう点につ いて市長含めて今回は、出すか出さんか議論をした 結果、出さないということになったのか、議論をし てないのか、そこが2つ目の質疑です。

3点目はですね、支給に当たっては前回は、それぞれ市のほうから確認書を送り付ける、で、返信用の封筒も送り付けて、返信してもらって確認取ってからと、あるいは、インターネットなどを使った方法なども使いましたけどね、なるべくですね、これまで同じ趣旨で支給してきてるんだから、もらう側も手続きが簡素化すると、支給する側の市の職員も仕事を簡素化するように努めるべきじゃないかと思うんじゃけど、その辺、研究してもらって、最も簡潔な方法——住民負担にならない、職員負担にならない方法を考えてもらいたいと思いますが、その辺はどうなのか。

あと1点で終わります。

これまでの例で口座番号を確認をして、それに振

り込んでもらってるんだけども、その振込日がね、 今の市長の提案理由説明の中では、年内開始とあっ たんですけどね、その開始が――開始というのが一 斉にどの地域もあるのか、1日目はどの地域、2日 目はどの地域となるのか、その辺、検討されておる のかどうかね。基本的にはなるべく早く支給しても らったら市民は助かると思いますのでね、その辺の 支給の年内着手というのは分かるんだけども、どう いう方法でね――大方、大枠については、いつ頃ま でに終わるというようなことも市民に知らせとけば、 誰々は来たのに、うちは来ないというような問題に ならないようにね。そういうことでトラブルがない ようにしてもらいたいので質疑してるんですよ。

それから前回の例でいったらば、自分ところに納入されているかどうかというのは、通帳を見てくれと、こちらから連絡しないと、それでも私はいいと思いますがね、そういうことになるんだということもね、今日この場でも知らせてもらうしね、1月号の市報でも知らせてもらってね、そこまで確認を取ったら口座に振り込むんですよと、で、振り込まれたかどうかは自分で問い合わせてみて、引き下ろしてくださいということを徹底すればね、事務的には随分簡単になるんではないかと思いますんで、どういうことなのか説明してもらったらと思います。

○議長(安東正洋君) 社会福祉課長、田染定利君。 ○社会福祉課長(田染定利君) それでは、物価高 騰緊急支援金事業費(追加分)についてのご質疑に お答えいたします。

以上です。

今回の支援事業につきましては、既に報道などでもご存じのとおり、国において、去る11月2日に閣議決定をされましたデフレ完全脱却のための総合経済対策において、現下の物価高騰に最も切実に苦しんでいる低所得者に迅速に支援を届けることを目的として、本年6月1日を基準として支給をされました国の1世帯当たり3万円の低所得者枠を追加拡大し、一定の要件を満たす低所得世帯の世帯主に対して7万円を追加支給するというものでございます。

なお、その財源につきましては、先ほど市長の提案理由説明にもございましたとおり物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金とされておりまして、今般、その取扱いについても通知がなされたところでございます。その中で一定の要件を満たす住民税非課税世帯に対し、本年12月1日を基準日とし、年明けの早い時期に支給ができるように年内の予算化に

向けた検討を進めるようにとされたところであり、 概ね県内の他市においては、1月の中旬以降の給付を予定しているようでございます。しかしながら本 市におきましては、これまでの物価高騰が家庭に与 えている影響と年末年始の家計支出の多い時期こそ 必要な支援であると考え、年内にできるだけ多くの 世帯に支給ができるよう今回追加提案とさせていた だいたところでございます。

今後のスケジュールについてでございますけれど も、本日、予算案を議決いただいた後、対象者の抽 出を行うとともに支給対象者への個別通知の発送準 備などを行ってまいります。

なお、今回の支援金につきましては、前回6月1日を基準日とした国の住民税非課税世帯に対する3万円の支援金の追加分であることから、前回の基準日以後に転入や世帯構成に変更があった方などを除き、前回のような確認書の送付は求めないこととしたいと考えております。そのため、この対象となられる方へは、12月中旬に振込通知書を発送し、受取口座の変更や受取辞退の申出などの期間を設けた後、月末12月27日頃をめどに第1回目の口座振込をさせていただきたいと考えております。これにより対象者の概ね9割程度の世帯へ支援金の振込みが完了するものと考えております。

それから、先ほどございました給付対象者の拡大についてのご質疑でございますが、本事業につきましては、その財源の全額を、先ほどありました11月29日に国のほうで補正予算として可決をされました物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金の低所得者枠を利用しております。その取扱いについては、基準日現在の住民税非課税世帯を対象とするということが条件として求められております。また、本市におきましては、先ほどありましたとおり6月1日に全世帯へ3万円の支援を行ったという経過もございますので、現在のところ対象者の拡大については考えておりません。これにつきましても、この事業推進にあたりですね、協議を行ったところであります。

それから、先ほどありましたご質疑の中での、口 座振込の確認の件でございますけども、今回も私ど ものほうでは、通知書という形で振込通知をさせて いただきますので、ご自身で口座の入金確認は行っ ていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

〇議長(安東正洋君) 大石忠昭君

○16番(大石忠昭君) 私が4点質疑をいたしまし たが、1点目については、12月1日現在の住民基本 台帳に基づいて、現在の非課税世帯ということが対 象ということでね、2つ目のことでね、ちょっとはっ きりしなかったんやけど、2つ目に私が言っている のは、前回、ちょうど1年前ですね、1年前の12月 議会に約800世帯が非課税世帯じゃないんだけども、 いわゆる住民税の非課税世帯ね、住民税だけは非課 税世帯、逆に言うならば均等割世帯ですね、その800 件に対しても同じように5万円支給ということを大 分県内で、豊後高田市は佐々木市長の英断で実施し たんです。今回もやろうと思ったらできるんだけど も、それを実施するかどうかという検討をしたんか という質疑をしたんですよ。私の調査では、国の今 の、国からの重点交付金の中で、いわゆる推奨メ ニューの事業のほうの予算が5,000億円ですわね。こ の分を市町村の実情に合わせて市長が、よし、その 方についても拡大しようということになればね、や れないこともないんだけども、それを市長を含めて、 今回――前回は大分県で豊後高田市だけが実施した、 その後は、後の3万円についてもですね、大分県で は豊後高田市だけが全世帯ということで実施したん ですよ。私は全世帯じゃなくて、いわゆる均等割だ けの世帯、住民税の所得割の非課税世帯に対しても 対象を広げるという検討をしたかどうかという質疑 をしたんですよ。

その辺は、課長の答弁では、前回3万円を全部に 配っているからということやったんやけど、それは、 全部に配ったんやわね。今度の――私は国の通達を 読み直してみても、今度の場合は、物価高騰の対応 なんですよね。物価高騰の対応で、それぞれ市町村 の実情に合ってやったらどうかと。大分県で高田だ け前回やったんですよ。前回、1年前の話。今度の 夏の6月議会では、また高田だけが、全国でも高田 一全国だけかと思ったら全国だけじゃなかったで すね、全国では高田だけじゃないことも分かりまし たけどね、市長は全国でもやってないことをやった んですよ。これは、全高額所得者に対しても一律3 万円出したわけでしょ。去年は均等割世帯に5万円 出したんですよね。だから、今度もやろうと思った ら国から来る金でやれんこともないよという、それ を検討したのかどうかということを聞いている。し てないならしてない、してるならしてるというのが 答えだと思うんですけど。

まあ、1個ずついくんか、議案質疑は、1個ずつ

いくから、その2つ目の――1つ目のものは答弁要らないからね、2つ目のこと、今の問題で答弁してもらえませんか。市長、検討したのかどうか。

〇議長(安東正洋君)財政課長、伊藤昭弘君。〇財政課長(伊藤昭弘君)再質疑にお答えいたします。

所得割がかかっていない世帯、つまり均等割のみの課税世帯への給付について検討したかということでございますけども、報道等によりますと、今回の7万円の給付の対象とならずに、また、減税の影響も十分に得られない世帯――いわゆる、均等割課税のみの世帯につきましては、住民税非課税世帯と同程度の支援となるような制度を国のほうでは年内にも構築しようかというような報道がなされております。

したがいまして、現在としては、この7万円の給付については、住民税均等割のみ課税世帯への給付は考えておりません。そういう検討をしております。 以上でございます。

〇議長(安東正洋君) 大石忠昭君

O16番(大石忠昭君) 考えてないという結果になったというのは分かるんじゃけどね、それは、議案書の説明書を見ても全部分かる、議論せんでも分かるんですけども、検討したかどうかというのは、ちょっと分からないんだけども、今の財政課長の話では、とにかくうちは非課税世帯だけだとなったということやね。

ならね、もう1点聞きますよ。

今まで一番、私たちが相談を受けるのは、私は年金これぐらいで非課税なんだけども、息子の扶養に入っとるためにもらえないという方が随分あるでしょ、息子の扶養に入ってるという方がね。こういう人たちは、もう何で何でということで、地域でも話題になるんですよ、どこどこもらって、どこどこもらって、うちは年金なんぼしかもらってない。そういう方についてもね、この推奨メニューで入る重点交付金を活用すればね、市長の裁量で議会の議決を得れば、予算化して出れば、できるというように私は理解できるんですけども、その辺は、私の考えは間違いかね。するかしないかというのは、市長の政策判断、同時に議会の議決を得るか得ないかなんだけどね。

今、なぜそれを言いたいかと言ったら、市長は全 国でやってないように、全世帯に配ったんですよと、 国からの対象にならない人も全部配ったんですと、 子どもに対しても全ての子どもに配ったんですよという例を作ってるでしょ。だけども、今度の物価高騰で一番困っている人にね、国は、こういう交付金を交付するんだから、その交付された交付金を活用してですね、今言った均等割だけの世帯とか、あるいは実際は同じ非課税世帯なんだけども扶養に入っとるためにもらえないという方についてもね、対象にするというのは、十分検討事項じゃないかと思うんだけど、その辺の検討はしたのかどうかをお尋ねします。

〇議長(安東正洋君) 財政課長、伊藤昭弘君。

○財政課長(伊藤昭弘君) 再々質疑にお答えいた します。

検討したかということでございますけども、検討はさせていただきました。先ほど申し上げましたとおり、国のそのはざまにいらっしゃる方への支援というのが、詳細が不明でございます。こちらを確認する必要があるだろうということで、その対象には加えておりません。

以上でございます。

〇議長(安東正洋君) 大石忠昭君

〇16番(大石忠昭君) 後は、今の社会福祉課長の答弁で分かったんですけど、もう一回確認すると、口座振込については、12月27日を第1回目の振込と考えておると。概ね9割の世帯には振り込めるんだと、時間は違ってもその日にはいけるというように理解していいですね。

いわゆる、あとの1割というのは、どういう方が 対象になるというのをちょっと説明してもらったら 市民のほうが納得できると思うんですけども、どう でしょうか。

○議長(安東正洋君) 社会福祉課長、田染定利君。○社会福祉課長(田染定利君) それでは、大石議員の再質疑にお答えをいたします。

先ほど申し上げましたとおり、本年度、6月1日を基準日として3万円を支給いたしました全世帯のうちですね、概ね3,800世帯ほどが非課税世帯の方の枠というふうに承知をいたしております。そのうちですね、今回、27日に一括で振込をさせていただく方以外、いわゆる確認が必要な方が若干残るのではないかと思っております。

そういう方につきましては、本市へ新たに転入してきた方や住民税の申告がなされておらず、令和5年度の住民税課税状況の確認ができない方、またですね、前回の支援金給付基準日の6月1日以降に世

帯員が転入転出、または死亡などにより世帯構成が変更となった世帯などについては、支払通知ではなく、従来のように確認書を送付させていただきたいと思っております。

時期につきましては、支払通知書とあまり遅れない時期に、ですので12月の中旬に向けてですね、送付させていただきたいと思います。受領された世帯につきましては、必要事項を記入していただいて、前回同様にご返送をいただきたいと思っております。その後、返送いただきました関係書類の確認をいたしまして、支給の対象となられる方へは、できるだけ早く指定の口座にですね、お振込をさせていただきたいと思います。

その方が、1割ほどいらっしゃるのではないかと、 これはまだ具体的な数字を拾っておりませんけども、 前回の実績等での数字というふうにご理解いただけ れば思います。

以上でございます。

〇議長(安東正洋君) 大石忠昭君

○16番(大石忠昭君) よく分かりましたのでね、 担当課は大変だと思いますけども、事務をスムーズ に進めて、なるべく対象者についてはね、1日も早 く支給できる努力をしてもらいたいということを要 望して質疑を終わります。

〇議長(安東正洋君) ほかに質疑はありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(安東正洋君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安東正洋君) 討論なしと認め、討論を終 結いたします。

これより第55号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安東正洋君) ご異議なしと認めます。

よって、第55号議案は原案のとおり可決されました

お諮りいたします。

ただいま、第55号議案が、本定例会に提出されて おります第46号議案に先立って可決されました。

補正予算の議決順序が前後することにより、両案

に係る字句や数字その他整理が必要となるため、会 議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任 願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(安東正洋君) ご異議なしと認めます。

よって、第55号議案及び第46号議案に係る文字や 数字、その他整理は、議長に委任することに決しま した。

つきましては、第55号議案、令和5年度豊後高田市一般会計補正予算(第8号)は、(第7号)に改め、第46号議案、令和5年度豊後高田市一般会計補正予算(第7号)は(第8号)と改め整理することにいたします。

なお、両案に係る補正前の額、合計の数字等の整理につきましては、調整の上、後刻報告することといたします。

〇議長(安東正洋君) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日から12月11日まで休会いたします。

次の本会議は、12月12日午前10時に再開し、議案 質疑を行います。

なお、議案質疑の通告は、明日正午までに提出願 います。

本日はこれにて散会いたします。 午前11時20分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 安東正洋

豊後高田市議会議員 松本博彰

豊後高田市議会議員 河野 徳久